

[別表1]

II 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。)

提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の1の項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
3	健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二の3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
4	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の4の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
5	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二の5の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
6	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二の6の項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
7	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の17の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
8	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の22の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
9	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二の26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
10	社会福祉協議会	番号法第19条第8号別表第二の30の項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
11	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号別表第二の33の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
12	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二の39の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
13	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二の42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
14	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二の43の項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
15	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号別表第二の46の項	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
16	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の56の2の項	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
17	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二の58の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
18	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の61の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
19	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
20	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号別表第二の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
21	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号別表第二の81の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
22	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号別表第二の83の項	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
23	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二の87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
24	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の88の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
25	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	番号法第19条第8号別表第二の90の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
26	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の93の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
27	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の94の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
28	厚生労働大臣 又は共済組合等	番号法第19条第8号 別表第二の95の項	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令に定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
29	都道府県知事 又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号 別表第二の97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
30	都道府県知事 又は市町村長	番号法第19条第8号 別表第二の109の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
31	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第二の117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
32	都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	10万人以上100万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度